

2023年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試A日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

＜解答上の注意＞

1. この問題冊子は、この表紙を含め4枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

**【問題 1】** 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

〔問 1〕 (60 点)

以下の事実 (1) から (6) を前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- (1) 2022 年 8 月 1 日、A は、岡山市北区に土地 (甲) を所有しており、不動産登記簿上も、甲について、A を所有者とする登記が行われていた。
- (2) 同日、B は、甲を 1000 万円で購入したい旨を A に申し入れ、8 月 10 日までに返事が欲しいと伝えた。
- (3) A は、甲を手放したくないと考え、B の申し入れを断るつもりでいたところ、A の意向を伝え聞いた C が、連日 A 宅を訪れ、甲を B に売却するよう執拗に迫った (本件行為)。C の言動から身の危険を感じた A は、B の申し入れを受け入れようと考え、8 月 8 日に、B の申し入れを受け入れる旨を B に伝えた。これによって、AB 間で甲を 1000 万円で売買する契約 (本件売買契約) が成立した。
- (4) 8 月 9 日に、A から B に甲が引き渡され、AB の申請に基づいて、8 月 25 日に、甲について、A から B に所有権移転登記が行われた。
- (5) 本件売買契約において、代金の支払期日は、8 月 15 日と定められていたが、同日までに、B は、代金を支払わず、A からの再三の求めにも応じず、現在に至るまで、代金を支払っていない。
- (6) 9 月 1 日、甲について、BD 間で、1100 万円で売買する契約 (本件転売契約) が成立した。同日、B から D に甲が引き渡された。

〔問い〕

9 月 2 日になって、A は、本件売買契約をなかつたこととし、甲を D から取り返したいと考えた。甲を取り返すために A が依拠すると考えられる法的構成を 2 つあげて、その当否を論じなさい。なお、現在、甲は、D が直接占有しており、不動産登記簿上は、甲について、B を所有者とする登記が行われている。また、C による本件行為は、一方的に B に思いを寄せる C が、B に甲を得させる目的で行ったものであり、本件行為について、B も D も、全く知らないものとする。

〔問 2〕 (20 点)

S が所有する金銭 (100 万円) を、T がだまし取って、自らが債権者 U に対して負う 100 万円の金銭債務の弁済に充てたという事案について、現在 U のもとにある当該金銭 (100 万円) について、S の所有権を認める考え方を採用した場合の不都合な点を明らかにした上で、このような事案に関して判例の採用する規律を説明しなさい。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

**【問題2】【事実】**を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

**【事実】**

Xは、Yを被告として、ある土地（以下、「甲地」という）が自己（X）の所有に属することの確認を求める訴え（以下、「本訴」という）を管轄裁判所に提起した。

**[問1] (25点)**

本訴の第2回口頭弁論期日において、Xは、「訴状の送達がなされる数日前にYは既に死亡していたことが判明したため、訴状における被告欄の表示をYからYの唯一の相続人であるAに訂正し、これまでの訴訟手続の効果の全てをAに及ぼす」と主張した。亡YとAは同居しており、訴状の送達はAに対する補充送達であり、第1回口頭弁論期日ではAが訴訟行為をしていたことを前提として、Xの主張の論拠を説明しなさい。

**[問2] (10点)**

本訴においてXの請求を認容する旨の判決（以下、「本訴判決」という）がなされ、それが確定した。その後、Yの唯一の相続人であるAが、Xに対して、甲地が自己（A）に属することの確認を求める訴え（以下、「後訴」という）を提起した。後訴は、どのように処理されるべきか。論拠を示して説明しなさい。検討に際しては、Yが死亡したのが、本訴の最終口頭弁論期日の後であったことを前提としなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

**【問題3】** 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

〔問1〕 10点

会社法210条2号の「著しく不公正な方法」にあたるか否かの判断基準を書きなさい。企業価値が毀損され株主共同の利益が害される場合でないものとする。

〔問2〕 取締役会設置会社Y株式会社の代表取締役Aは、自己の借金返済に充てる意図で、Y社を代表してXから10万円の借入をなし、借金返済に充てた。借入に際し、Aはその意図を秘匿し、Y社の運転資金が緊急に必要となったと告げていた。Xは以前からたびたびこのような理由でAからの依頼に応じていたので、今回のAの意図に気づくことはできなかったものと認められる。

(1) 期日にXから10万円の返済を求められたY社は、支払いに応じなければならないか。15点

(2) その後、Y社取締役会がAを代表取締役から解職する決議をしようとするとき、Aは議決に加わることができるか。10点

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題意図】

民法

[問 1] 第三者による強迫があり、かつ、債務者による債務不履行がある場合について、取消前の第三者および解除前の第三者と取消権者・解除権者との法律関係を問うものである。

[問 2] いわゆる騙取金銭弁済の事案について、判例の規律の理解を問うものである。

民事訴訟法

[問 1]

当事者の確定と任意的当事者変更についての理解を問う問題である。

[問 2]

既判力の人的範囲についての理解を問う問題である。

商法

[問 1]

東京高決平成 16・8・4 金判 1201 号 4 頁など裁判例で用いられてきた主要目的ルールの内容を問う問題である。

[問 2(1)]

代表取締役の権限濫用行為の効力を問う。最判昭和 38・9・5 民集 17 卷 8 号 909 頁及び民法 107 条の規律に基づく解答が期待される。

[問 2(2)]

代表取締役解職決議に際しての特別利害関係該当性を問う。最判昭和 44・3・28 民集 23 卷 3 号 645 頁を踏まえた解答が期待される。